

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (五件) …………… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 一

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定 …………… (建設局道路管理部監察指導課) …… 六

### 公告

○東京都指定排水設備工事業者の変更届出 …………… (下水道局) …… 八

○東京都指定排水設備工事業者の指定 …………… (同) …… 八

### 告示

#### ●東京都告示第千十三号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月十日

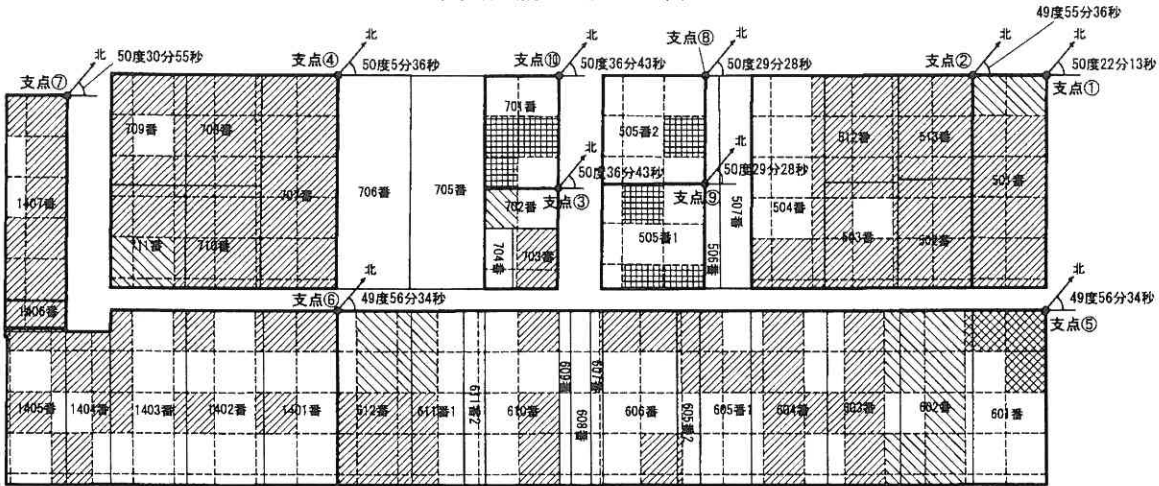
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (北区浮間五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

中央区勝どき四丁目



**【凡例】**

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨: 形質変更時要届出区域 (この番号により指定する区域)
- ▩: 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第844号により指定した区域)
- : 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第778号により指定した区域)
- ▧: 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1681号により指定した区域)

**【支點】**

- 支點①は、中央区勝どき四丁目501番の最北端とする。
- 支點②は、中央区勝どき四丁目513番の最北端とする。
- 支點③は、中央区勝どき四丁目702番の最北端とする。
- 支點④は、中央区勝どき四丁目707番の最北端とする。
- 支點⑤は、中央区勝どき四丁目601番の最北端とする。
- 支點⑥は、中央区勝どき四丁目1401番の最北端とする。
- 支點⑦は、中央区勝どき四丁目1407番の最北端とする。
- 支點⑧は、中央区勝どき四丁目505番2の最北端とする。
- 支點⑨は、中央区勝どき四丁目505番1の最北端とする。
- 支點⑩は、中央区勝どき四丁目701番の最北端とする。

**【格子の回転角度】**

支點① 50度22分13秒	支點⑥ 49度56分34秒
支點② 49度55分36秒	支點⑦ 50度30分55秒
支點③ 50度36分43秒	支點⑧ 50度29分28秒
支點④ 50度 5分36秒	支點⑨ 50度29分28秒
支點⑤ 49度56分34秒	支點⑩ 50度36分43秒

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第十七号

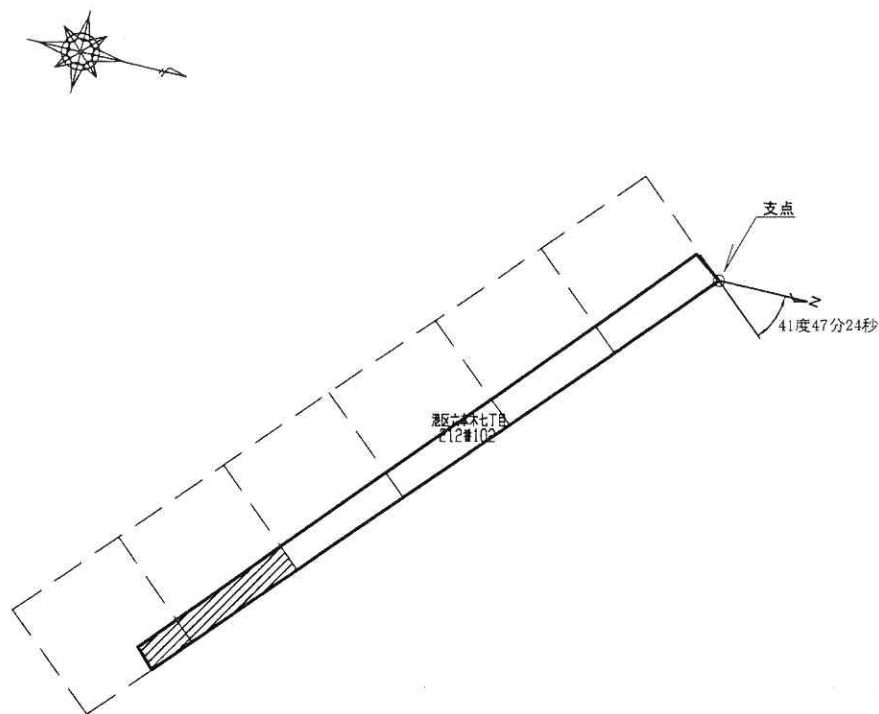
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区六本木七丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、港区六本木七丁目  
212番102の最北端とする。

【格子の回転角度（41度47分24秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成三十年七月十日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 都道環状七号線

二 指定する区間 葛飾区高砂一丁目二十五番二地先から同所百六十六番四地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり